

上越市環境保全設備整備促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会の実現に向け、環境問題についての市民の意識の高揚を図るため、環境への負荷を低減する設備を導入する人及び団体に対し、予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、上越市補助金交付規則（昭和46年上越市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる人（以下「補助対象者」という。）は、市税を完納し、かつ、市内に存し、又は市内で建築する住宅で自らの居住の用に供するものに、次に掲げる設備等（以下「設備等」という。）を設置する人とする。

- (1) 住宅用太陽光発電システム（太陽電池モジュールの最大出力値が10キロワット未満のもの又は太陽電池モジュールの最大出力値が10キロワット以上であって受給最大電力が10キロワット未満のものに限る。）
- (2) 住宅用雪冷房設備
- (3) 住宅用雪冷蔵設備
- (4) ペレットストーブ設備

2 前項の規定にかかわらず、同項第4号の設備にあつては、同項に規定する人のほか、市税を完納し、かつ、市内に存し、又は市内で建築する建物で自らの事業又は活動の用に供するものに設備を設置する事業者及び次に掲げる団体を補助対象者とする。

- (1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- (3) 町内会

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、次の各号に掲げる設備等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 住宅用太陽光発電システム 太陽電池モジュールの最大出力値1キロワット当たり4万円（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、12万円を限度とする。
- (2) 住宅用雪冷房設備 設備等設置費（設備等の設置に要する経費をいう。以下同じ。）に5分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、60万円を限度とする。

(3) 住宅用雪冷蔵設備 設備等設置費に5分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、20万円を限度とする。

(4) ペレットストーブ設備 設備等設置費に5分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、10万円を限度とする。

2 補助金の交付は、1世帯（前項第4号のペレットストーブ設備にあつては、1世帯又は1事業者若しくは1団体）当たり同項各号に掲げる区分ごとに1回とする。

（交付申請書の添付書類）

第4条 規則第2条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 設備等の設置に係る見積書の写し

(2) 別に定める市税の納税状況の調査に係る承諾書又は市税の納税証明書

(3) 補助金の交付申請時に本市に住所を有しない人にあつては、設備等の設置に係る住宅の完成後に当該住宅に居住する旨を記載した確約書

(4) 設備等の設置及び使用に関する誓約書

(5) 補助金交付決定前事業着手届（別記様式）（早期に補助対象事業（第2条第1項の規定による設備等の設置をいう。以下同じ。）に着手する必要がある場合で、補助金の交付の決定前に補助対象事業を実施しようとするときに限る。）

（抽選）

第5条 補助金の交付申請額の総額が予算額を超える場合は、抽選により補助金の交付の決定を受ける人を決定するものとする。

2 市長は、前項の抽選において、落選者の中からあらかじめ補欠者を決定し、補助金の交付の決定を受けた人（以下「交付決定者」という。）の補助対象事業の中止、実績報告等に起因して予算に残額が生じる場合は、補欠者に対し補助金の交付の決定をすることができる。

（交付決定者の義務）

第6条 交付決定者は、設備等の設置及び使用に当たっては、近隣の住宅等の生活環境を保全するよう努めるものとする。

（報告書）

第7条 交付決定者は、設備等を設置した年度の翌年度から2か年度を経過するまでの間、設備等の月別の運転実績等を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

（実績報告書の添付書類）

第8条 規則第8条第1項の必要な書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 設備等の設置に係る契約書及び領収書の写し

- (2) 設備等の設置に係る完成後の写真
 - (3) 設備の設置に係る工事完了届
 - (4) 太陽光受給契約確認書の写し（住宅用太陽光発電システムに限る。）
- （その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、平成10年7月1日から実施する。

（平成24年度における補助対象者の特例）

2 平成24年度に補助金の交付を受けようとする人に関しては、第2条中「設置する人」とあるのは「設置する人（第1号又は第4号に掲げる設備等を平成24年4月1日から同年10月31日までの間に設置した人を含む。）」と、第4条第1号中「見積書」とあるのは「見積書（設備等を設置した人にとっては、領収書）」と、第5条及び第6条中「設置した日」とあるのは「設置した日又は市長が別に定める日」とする。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成12年12月5日から実施する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

（適用区分）

2 改正後の上越市環境保全設備整備促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に交付申請のあった補助金の交付について適用し、同日前に交付申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成17年1月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 改正後の第3条の規定は、この要綱の実施の日以後に交付申請のある補助金の交付について適用し、同日前に交付申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 改正後の第3条及び第5条の規定は、この要綱の実施の日以後に交付申請のある補助金の交付について適用し、同日前に交付申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 改正後の上越市環境保全設備整備促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に交付申請のある補助金の交付について適用し、同日前に交付申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 改正後の上越市環境保全設備整備促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に交付申請のある補助金の交付について適用し、同日前に交付申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 改正後の上越市環境保全設備整備促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に交付申請のある補助金の交付について適用し、同日前に交付申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成29年7月3日から実施する。

(適用区分)

- 2 改正後の上越市環境保全設備整備促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に交付申請のある補助金の交付について適用し、同日前に交付申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成29年9月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 改正後の上越市環境保全設備整備促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に交付申請のある補助金の交付について適用し、同日前に交付申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 改正後の上越市環境保全設備整備促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に交付申請のある補助金の交付について適用し、同日前に交付申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

別記様式（第4条関係）

補助金交付決定前事業着手届

年 月 日

（宛先）上越市長

届出者 住所又は所在地

団 体 名

氏名又は代表者氏名

印

電 話 番 号

年 月 日付で交付を申請する上越市環境保全設備整備促進事業補助金（以下「補助金」という。）に係る補助対象事業について、下記の理由で補助金の交付の決定前に事業に着手したいので、届け出ます。

なお、交付の決定前に着手する事業に関し、上越市環境保全設備整備促進事業補助金交付要綱第2条に規定する要件を備えていないこと、同要綱第5条に規定する抽選により、交付決定を受けることができないことその他の事由により補助金が交付されないこととなっても異議を申し立てないことを誓約します。

記

1 交付決定前に事業に着手する理由

2 事業着手予定日